

全社人発第 84 号  
平成 29 年 2 月 22 日

公益社団法人日本認知症グループホーム協会  
会長 河崎 茂子 殿

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
会長 斎藤 十朗



### 離職介護福祉士等届出制度の普及に向けたご協力をお願いについて

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会事業の推進にご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国の高齢化が進み、介護需要の増大に伴い介護人材も増加し続けていますが、今後の団塊世代の介護需要や少子化等に伴う雇用情勢の影響もあり、介護人材確保は困難さを増すことが予想されており、将来的な人材需要に対して供給が不足するという需給ギャップが約 38 万人であることが試算されています。

そうしたなか、資格を有しながら介護職として従事していないいわゆる潜在有資格者を掘り起し、介護職としての活躍を促進するため、昨年、社会福祉法改正により離職した介護福祉士が都道府県福祉人材センターに届出る努力義務と事業者が離職する介護福祉士等に届出を支援する努力義務が規定され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

同制度は、介護福祉士が介護事業所等を離職する際等に、都道府県福祉人材センターに住所、氏名、メールアドレス等を届出て、都道府県福祉人材センターが届け出た者に、様々な情報提供を行い、再度就業する際に円滑な再就業支援を実施することで、介護福祉士の潜在化や他分野への流出を防ぎ、介護人材確保を進めることを目的としています。

制度の施行にあたっては、介護人材確保に係る機関・団体が一致協力して、制度の普及啓発に取り組むことが重要であると考えております。

つきましては、本会では、下記のと通りの広報媒体等を制作いたしますので、貴会におかれましてもポスターの掲示やリーフレットの配布等広報媒体の活用等により制度の普及に向け、ご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

1. 離職介護福祉士等届出制度における届出方法等について（概要）

（1）届出の対象者

- ①介護福祉士（社会福祉法の届出の努力義務を有する）
- ②その他の介護関係研修の修了者（社会福祉法の届出の努力義務は無し）
  - ・介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、（旧）訪問介護員1級研修、（旧）訪問介護員2級研修、（旧）介護職員基礎研修

（2）届出の方法

- ①「福祉のお仕事」ホームページ上からの届出  
（スマートフォン、パソコン上からの届出）
- ②都道府県福祉人材センターへの直接届出  
（主に、スマートフォン、パソコンを利用できない方）

（3）届出者への都道府県福祉人材センターからのサービス

- ①福祉・介護に関する種々の情報提供
  - ・資格やスキルアップに関する情報
  - ・福祉、介護分野のニュース
  - ・求人情報や就職フェア等の情報 等
- ②再就業支援
  - ・スキルアップのための研修会の案内
  - ・求職活動の支援（無料職業紹介によるあっせん含む）

2. 本会中央福祉人材センターが制作する広報媒体

- （1）ポスター2種 B2判（別添）
- （2）リーフレット A4判三つ折り（3月中旬完成予定）  
制度の概要、届出方法を案内しています。

3. お届け方法

- （1）全国団体  
全社協・中央福祉人材センターからお届けいたします。
- （2）都道府県組織等  
最寄の都道府県福祉人材センターからお届けいたします。

【お問合せ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉人材センター（内田、福山、蓮子）  
TEL：03-3581-7801 FAX：03-3581-7804 Mail：[cjf-jinzai@shakyo.or.jp](mailto:cjf-jinzai@shakyo.or.jp)